

日鉄元徴用工裁判の韓国大法院判決は国際法違反という日本政府の見解を改め、韓国への経済制裁の撤回と、過去の植民地支配の謝罪と補償を行うことを求める請願

2019年11月11日

平和と民主主義をめざす全国交歓会
大阪市城東区蒲生 1-6-21LAG センター

担当：川島実穂

TEL 090-8162-3004

FAX 06-6931-0277

<請願主旨>

世界の市民が朝鮮戦争の終結による東アジアの非核化を待ち望んでいる中で、今回の安倍政権による韓国叩きは東アジアの平和進展にとって大きな妨害となっています。

「ホワイト国」からの韓国除外は、輸出管理厳格化に続く韓国への経済制裁です。安倍晋三首相が「徴用工の問題で、国と国との約束を守れない国であれば貿易管理をちゃんと守れないだろうと思うのは当然」(7/7)と述べたように、元徴用工大法院判決を巡る韓国政府の対応への意図的な報復措置であることは明らかです。日本の排外主義を煽り、日韓市民を分断する経済制裁は即刻撤回すべきです。

私たちは、韓国の市民団体、労働組合、戦後補償運動団体、植民地支配の被害当事者などと長年にわたり市民レベルで交流を続けてきました。また日本で生活する在日韓国・朝鮮人の屋方々とも交流を深めてきました。

第2次世界大戦で日本軍、企業によって不当な扱いを受けた朝鮮半島の人々が日本政府と徴用された企業の戦争犯罪に向き合わない態度に、やむにやまれぬ思いで提訴された事実があります。1965年の日韓請求権協定“「無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力」で「完全かつ最終的に解決」されておりいかなる主張もすることはできない”と安倍政権・外務省はことあるごとに発表しています。しかし、2018年11月14日衆議院外務委員会での河野太郎外務大臣(当時)の、日韓請求権協定で「個人の請求権が消滅したと申し上げるわけではございません」という答弁でも明らかのように、韓国大法院判決による原告の方々の主張は国際法違反ではありません。日本の植民地支配に苦しんだ人々の思いと事実を真摯に受け止め、植民地支配への謝罪と補償を一刻も早く行うことが、東アジアの平和共存のために必要不可欠です。今回の経済制裁、韓国バッシングは過去の問題にとどまらず、韓国の人々への理由なき憎悪感を日本人に強烈に植え付けました。「韓国人大嫌い」という言葉が平気で家庭や友人との日常会話に上る日本の異常さを外務省はどう考えているのでしょうか？

市民に差別心を植え付け、市民同士を分断する経済制裁を撤回し、対話による解決をしなければなりません。以下請願します。

<請願事項>

- 1 日韓請求権協定で、個人の請求権は消滅していないことを再度明言すること。
- 2 「元徴用工大法院判決は国際法違反」との見解を改めること。
- 3 「ホワイト国」からの韓国除外を撤回し、韓国への経済制裁を中止し対話による外交を徹底すること。
- 4 日本政府は、過去の植民地支配への罪に向き合い被害者への謝罪と賠償を行うこと。
- 5 東アジアの非核化を進めるために米朝会談の進展を支持し、実現のために努力すること。
- 6 日朝国交正常化の実現のために早期に日朝首脳会談を実現させること。
- 7 朝鮮学校・幼稚園への無償化適用除外を中止し、国籍を問わず日本に暮らすすべての子どもたちの学習する権利を差別なく保障すること。